

## 杉並芸術会館が催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて

杉並芸術会館（座・高円寺）の指定管理者が主催した事業の申込者情報が閲覧可能であったことについて、以下のとおり、報告します。

### 1 概要

杉並芸術会館の指定管理者である NPO 法人劇場創造ネットワーク（以下「指定管理者」という。）が行う講座「おとなのための演劇ワークショップ」の参加申込者の一人から指定管理者と文化・交流課に「他の申込者の情報が閲覧できた」との連絡があった。調査の結果、オンラインフォーム（Google フォーム）の申込完了後の画面に表示される「前の回答を表示」をクリックすると、他の申込者の情報が閲覧できる状態になっていたことが判明した。

### 2 閲覧可能であった情報

オンラインフォームでの申込者 31 人分の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス、現在の職業・所属、参加しようと思った理由、応募動機、趣味・特技、特記事項、演劇に関する経歴

### 3 閲覧可能であった期間

令和5年8月20日（日）～9月25日（月）

### 4 閲覧可能者

オンラインフォームで申し込みをした 31 人

### 5 原因

オンラインフォームを作成する段階で、担当者が操作を誤り、他の申込者の入力内容を閲覧できる設定にしたことによる。

### 6 経過

○9月22日（金）に申込者の一人（以下「通報者」という。）から指定管理者に他の申込者の情報を見ることができたとの申し入れがあった。連絡を受けた担当者は、通報者と通話しながら、当該事象を確認するため、オンラインフォームから仮の申し込み（テスト）を数回行ったが、他の申込者の情報が閲覧可能になるという状況は現れなかった。そのため、通報者にその旨を伝え、通話を終えた。担当者は本件について、特に問題がないと判断し、指定管理者内での情報共有を行わなかった。

○10月13日（金）に匿名で区へ同内容の情報提供があり、その際、他の申込者の情報を記録したメモがあるとの申し出があった。区は事実を確認し連絡する旨を伝えたが、連絡先は教えてもらえず、通報者から後日改めて連絡すると申し出があった。その後、区は指定管理者へ電話の内容を伝えるとともに、事実を調査し、報告するよう指示し

た。

- 指定管理者は、10月13日（金）に区から連絡を受けた後、オンラインフォームの設定状態を確認したが、閲覧可能な状態は確認できなかった。また、10月14日（土）以降、担当者への聞き取り、調査会社の検討のほか、今後の対応等について、検討を行った。
- 10月18日（水）に通報者から区へ再度連絡があり、その際に区から他の申込者の情報を記録したメモを確認させて欲しいと依頼したところ、すぐには見つからないため探すとのことだった。なお、この時点で、氏名と連絡先が確認でき、9月22日（金）に指定管理者に通報した人物と同一であることが判明した。
- 10月19日（木）に通報者から区へメモを発見したとの連絡があった。そのメモの内容を確認させて欲しい旨要請したが、直接会って見せたいとの意向であった。
- 通報者のメモを直接確認するための日程が合わず、面会日が12月12日（火）となった。区職員2名と指定管理者1名で通報者と面談した際、記録したメモの提示があり、記載された内容が指定管理者の取得した他の申込者の情報と同一であったことから、閲覧可能であったことが判明した。
- 指定管理者から当該講座に申し込んだ方全員に事実関係の説明と謝罪を行った上で、12月25日（月）に指定管理者及び区のホームページでそれぞれ事実を公表した。

## 7 再発防止策

（杉並区）

区から指定管理者に対して、職員に個人情報保護の重要性等についての教育を定期的に行うこと、オンラインフォーム作成等外部から情報を収集する際や、外部への個人情報を含む情報発信時には、担当者による複層的なチェックを行うことを指導した。（指定管理者）

区からの指導を遵守するとともに、指定管理者内部でも二度とこのようなことのないよう、個人情報の管理について随時注意喚起し、事故等を未然に防ぐため、オンラインフォームを使用する場合は、事前に担当者による複層的なチェックを行う。また、個人情報保護の適正な管理を徹底するため、全職員向けに個人情報保護に関する研修を定期的に行う。